

中野市まちづくり基本計画（案） 概要版

1 まちづくり基本計画の概要

1-1 まちづくり基本計画とは

都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の検討を一体的に進め、「都市計画マスタープラン編」と「立地適正化計画編」の2編で構成（分冊）される「中野市まちづくり基本計画」を策定します。

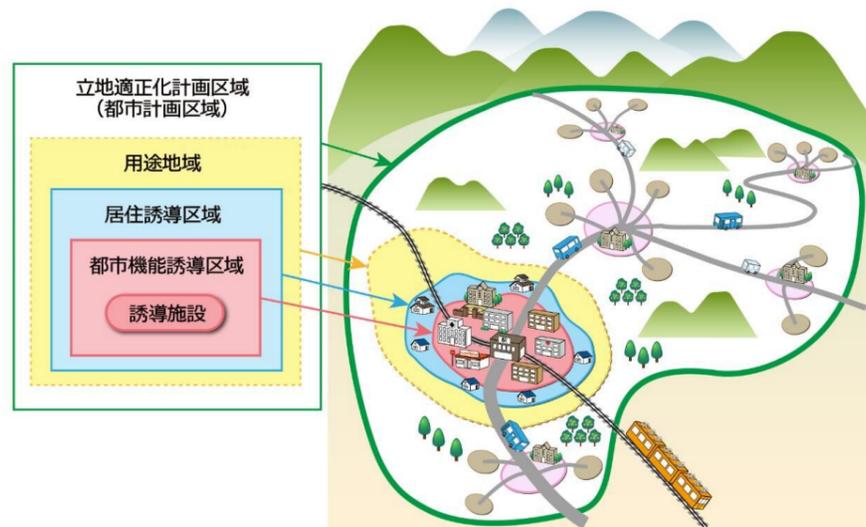
▼ 都市計画マスタープランとは？

- ▶ 土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めるものが「都市計画」です。さらに、より良いまちをつくっていくために、総合的な指針としてまとめたものが「都市計画マスタープラン」です。（都市計画法第18条の2により、市町村が定める）
- ▶ 都市計画マスタープランでは、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明示します。
- ▶ 中野市では平成20年度に都市計画マスタープランを策定していますが、人口減少・少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行います。

▼ 立地適正化計画とは？

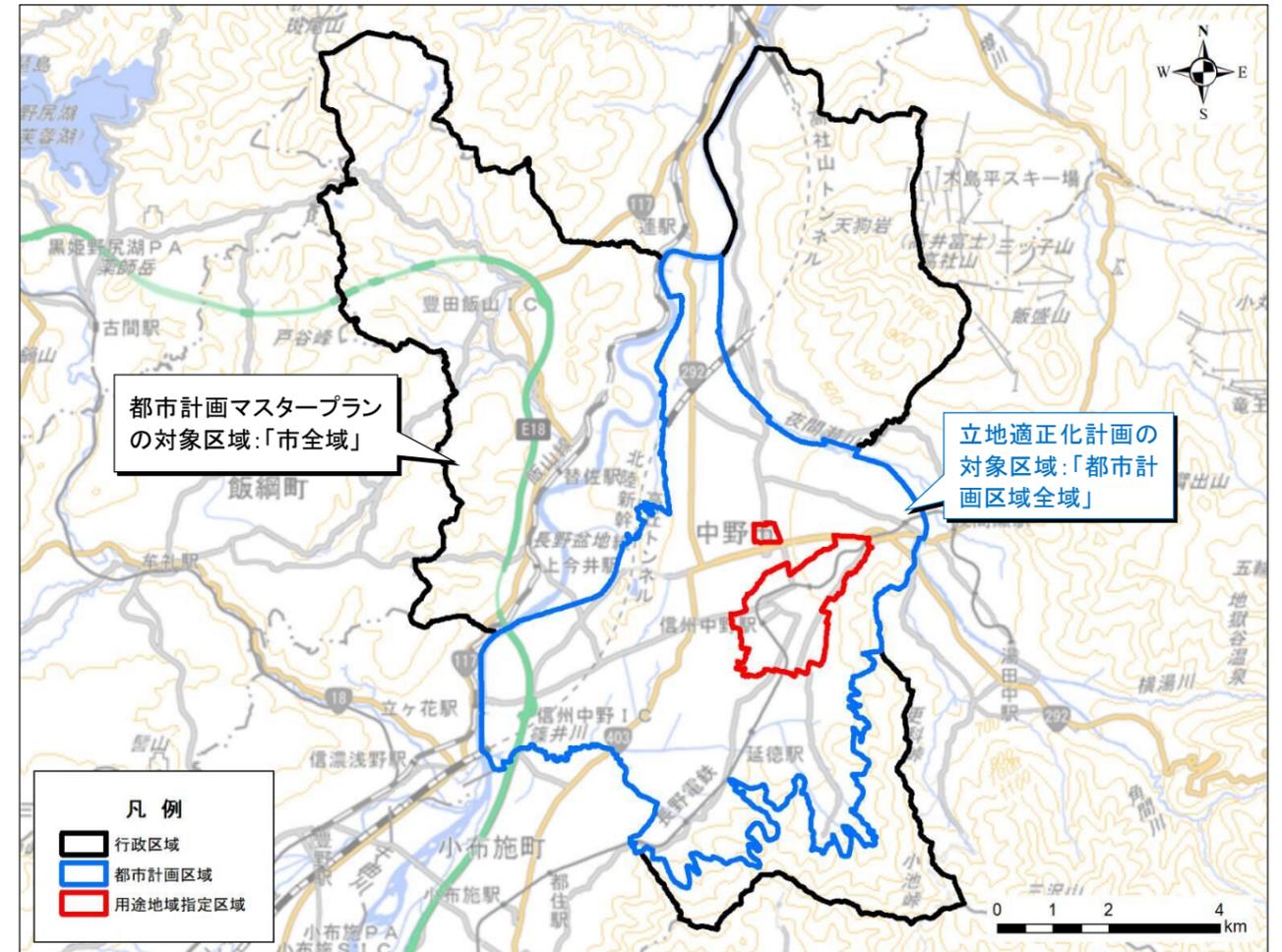
- ▶ 平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画が制度化されました。
- ▶ 立地適正化計画の方向性として、集約型都市構造（コンパクト+ネットワークのまちづくり）を目指す取組を推進することが求められています。
- ▶ 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

〈立地適正化計画で定める区域のイメージ図〉



1-2 計画の対象区域

まちづくり基本計画	都市計画マスタープラン編	都市計画区域外も含む「市全域」を対象として、全体構想や地域別構想を策定します。
	立地適正化計画編	都市再生特別措置法の規定に基づき、「中野都市計画区域全域」を対象とします。



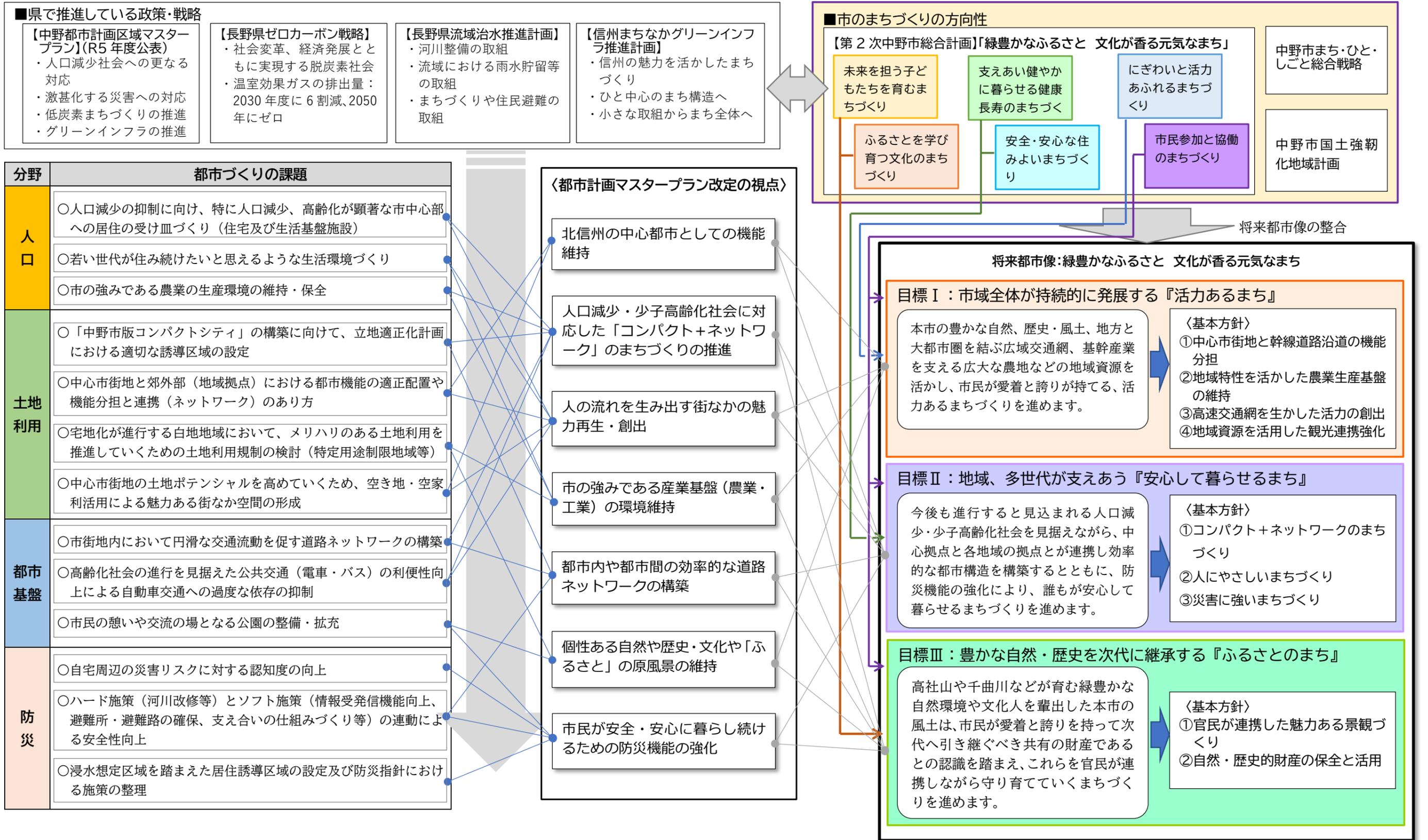
1-3 計画期間

初年度	令和5年度（2023年度）
目標年度	令和24年度（2042年度）

計画の進行管理にあたり、都市計画マスタープランに関する項目は「概ね10年後」、立地適正化計画に関する項目は、都市再生特別措置法の規定に基づき、「概ね5年ごと」に、施策の実施状況や目標の達成状況等の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しや関連する都市計画の変更等を検討します。

2 都市計画マスタープラン編（案）

2-1 都市計画マスタープラン改定の視点と将来目標



分野

分野	都市づくりの課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の抑制に向け、特に人口減少、高齢化が顕著な市中心部への居住の受け皿づくり（住宅及び生活基盤施設） ○若い世代が住み続けたいと思えるような生活環境づくり ○市の強みである農業の生産環境の維持・保全
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○「中野市版コンパクトシティ」の構築に向けて、立地適正化計画における適切な誘導区域の設定 ○中心市街地と郊外部（地域拠点）における都市機能の適正配置や機能分担と連携（ネットワーク）のあり方 ○宅地化が進行する白地地域において、メリハリのある土地利用を推進していくための土地利用規制の検討（特定用途制限地域等） ○中心市街地の土地ポテンシャルを高めていくため、空き地・空家利活用による魅力ある街なか空間の形成
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地内において円滑な交通流動を促す道路ネットワークの構築 ○高齢化社会の進行を見据えた公共交通（電車・バス）の利便性向上による自動車交通への過度な依存の抑制 ○市民の憩いや交流の場となる公園の整備・拡充
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅周辺の災害リスクに対する認知度の向上 ○ハード施策（河川改修等）とソフト施策（情報発信機能向上、避難所・避難路の確保、支え合いの仕組みづくり等）の連動による安全性向上 ○浸水想定区域を踏まえた居住誘導区域の設定及び防災指針における施策の整理

2-2 将来都市構造

(1) ゾーンの配置方針

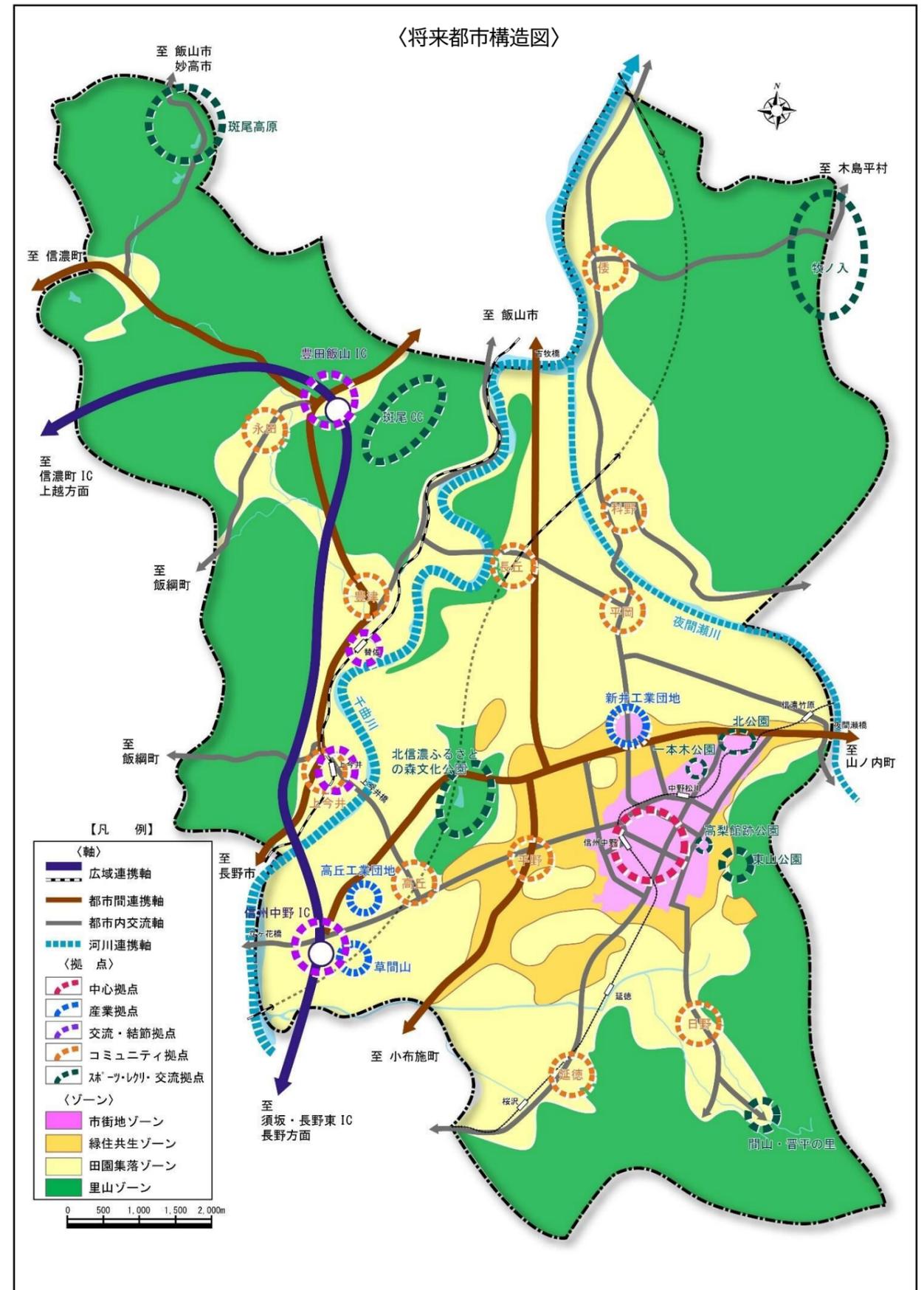
名称	方針
市街地ゾーン	立地適正化計画を踏まえ居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、一定程度の人口密度を維持しながら利便性の高い市街地の形成を目指します。
緑住共生ゾーン	用途地域の指定はないものの、都市基盤が整備され、宅地化が進行しており、宅地化の受け皿として適正な土地利用誘導を図りながら周囲の自然環境や営農環境との共生を目指します。
田園集落ゾーン	農振農用地や農村集落を含むエリアであり、遊休荒廃農地の活用など良好な生産基盤の維持・充実を図ります。また、農村集落地のコミュニティ維持に向けて、生活環境や利便性の向上を目指します。
里山ゾーン	市の象徴でもある里山の原風景を守りながら、自然環境の適正な保全を図ります。

(2) 軸の配置方針

名称	方針
広域連携軸	首都圏及び日本海側を結ぶ上信越自動車道を広域連携軸に位置づけ、連携・機能強化を促進します。
都市間連携軸	近隣の都市を結ぶ主要幹線道路を都市間連携軸に位置づけ、道路及び公共交通の充実により連携機能の強化を図ります。
都市内交流軸	市内の主要拠点を結ぶ幹線道路を都市内連携軸に位置づけ、地域間の交流促進を図るためのネットワーク形成を図ります。
水辺軸	市内を流れる千曲川、夜間瀬川を水辺軸に位置づけ、景観維持・形成を図るとともに、流域治水の観点から踏まえた防災機能の強化を促進します。

(3) 拠点の配置方針

名称	方針
中心拠点	本市及び広域的な社会・経済活動の中心地であり、都市機能の集約・更新にともなう利便性の向上や賑わいの再生により、魅力あふれる都市づくりを推進します。
産業拠点	新井工業団地及び高丘工業団地・草間山周辺の工業集積地は、産業の成熟化・高度化を推進します。
交流・結節拠点	広域交通の玄関口である信州中野 IC 及び豊田飯山 IC 周辺では、立地特性を活かした交流機能の強化を図ります。また、公共交通（鉄道・バス）の結節点となる鉄道駅については、利便性向上や来訪者と市民との交流増進を促進します。
コミュニティ拠点	地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの公共施設周辺では、地域で安心して暮らし続けられるための機能の維持を図ります。
スポーツ・レクリ・交流拠点	市内に点在する観光地や都市公園等では、市内外からの来訪者が気軽に楽しめる憩いの場としての環境整備を推進するとともに、周遊ネットワークを形成し、集客力のある観光基盤の構築をめざします。



2-3 分野別都市づくりの方針

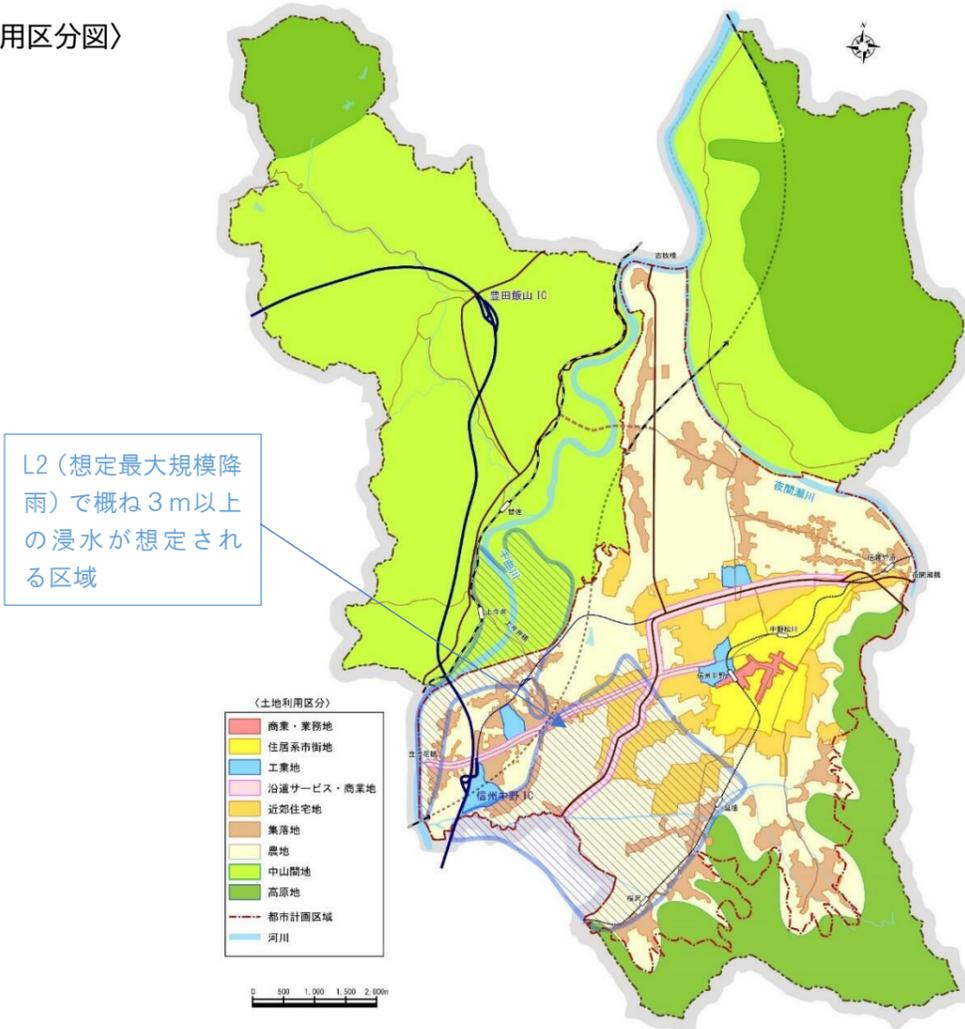
(1) 土地利用区分ごとの方針

土地利用区分		方針
市街地ゾーン	商業・業務地	・都市機能の集約・更新にともなう利便性の向上や賑わいの再生による魅力あふれる都市づくり
	住居系市街地	・利便性の高い魅力ある居住環境の維持・形成と街並み景観の形成による住宅市街地内への定住促進
	工業地	・周辺への環境にも配慮しながら適正な操業環境の維持
緑住共生ゾーン	沿道サービス・商業地	・幹線道路沿道における周辺環境に配慮した適正な土地利用誘導
	近郊住宅地	・宅地化の受け皿として、周囲の自然環境や営農環境との共生に向けた規制誘導方策の検討
田園集落ゾーン	農地	・遊休荒廃農地の活用など良好な生産基盤の維持・充実
	集落地	・コミュニティ維持に向けた生活環境や利便性の向上
里山ゾーン	中山間地	・新たな農業従事者の確保と移住希望者を受け入れられる環境整備 ・懐かしさと歴史を伝える原風景の保全
	高原地	・観光・レクリエーション活動の拠点として自然に親しめる環境づくり

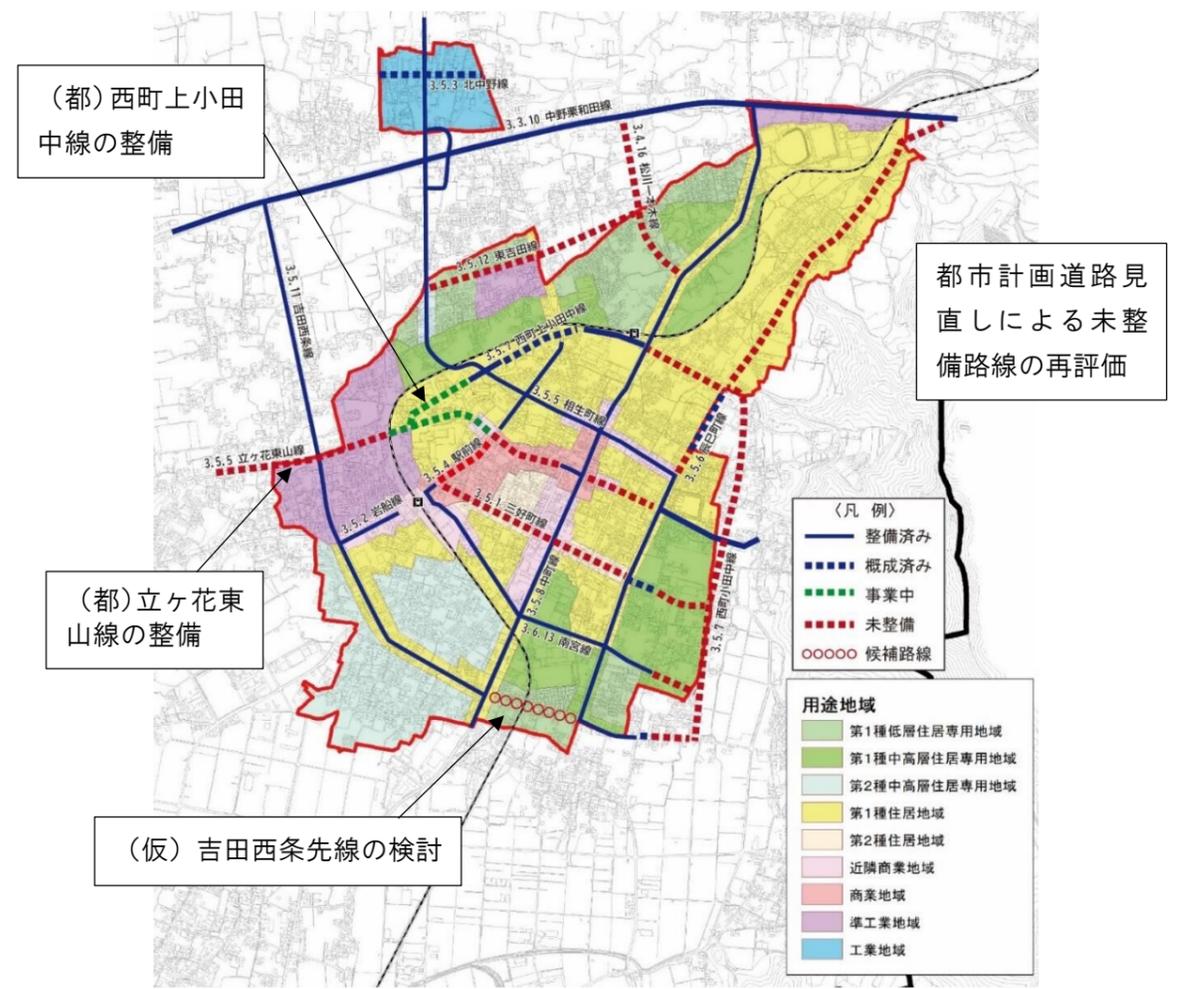
(2) 道路交通の方針

方針	概要
広域交通網の利便性確保	・広域的な交通利便性の確保、近隣市町村との連携強化・交流促進 ・災害時における緊急輸送道路としての適切な機能維持
都市内道路ネットワークの構築と交通需要の適正化	・(県) 豊田中野線(仮称) 笠倉壁田橋の整備促進による地域間連携の強化 ・(都) 立ヶ花東山線、(都) 西町上小田中線等の都市計画道路の計画的な整備 ・(仮) 吉田西条先線の都市計画道路としての位置づけの検討及び都市計画道路未整備路線の再評価
安全でやさしいみちづくり	・暮らしを支える身近な生活道路の計画的な安全対策・改良を促進 ・ユニバーサルデザイン化等による「歩きやすいみちづくり」 ・自転車利用にも配慮した安心して通行できる環境整備 ・避難経路として活用できる道づくり
利用環境向上による公共交通網の維持	・利用環境の向上による一般市民の利用増進や運行の効率化 ・来訪者への適切なルート案内や他交通(自転車など)との結節機能強化

〈土地利用区分図〉



〈中心部における都市計画道路整備方針図〉



(3) 都市環境及び景観形成の方針

方針	概要
豊かな自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 多様な動植物が生息できる環境の維持に努め、人と自然が共存できる環境維持 自然保護条例の運用による地域固有の自然環境の保全 自然と触れ合いながら自然環境に対する理解や意識啓発
緑豊かな都市環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹や植栽など“ゆとり”と“癒し”のある都市空間の創造 低未利用地を活用した公園・広場（グリーンインフラ）の整備 笠倉地籍における水と触れ合える場の整備
文化を継承する歴史的財産の保全	<ul style="list-style-type: none"> 先人達が遺した遺跡や建造物、郷土に根付いた文化の保全 活用・地域資源や歴史・文化資源のネットワーク化による回遊性の向上
中野市らしい景観の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 遊休荒廃農地対策の推進により、田園景観の保全 中野市景観計画の策定検討 地域景観整備事業の活用による住民の主体的な景観育成事業の支援

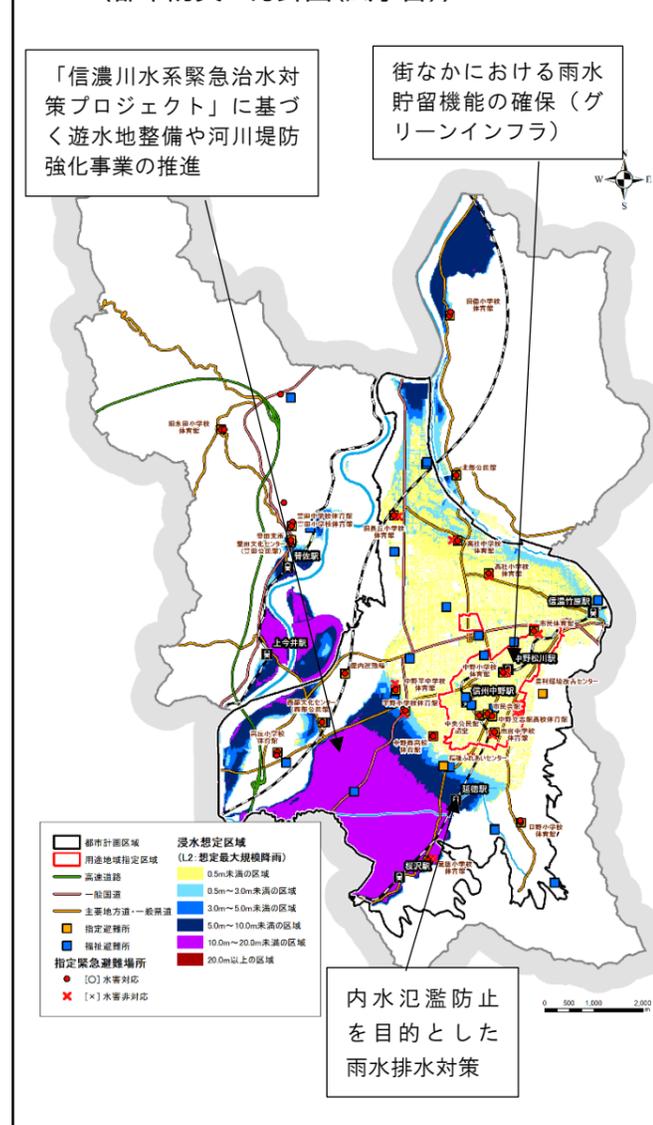
(4) 都市防災の方針

方針	概要
自然災害による被害の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に位置付けられる遊水地整備等の推進 土砂災害や地すべり、大規模盛土造成地等の恐れがある箇所の安全性確認・確保 農業用ため池のハザードマップの周知、住民と連携した除雪・克雪対策の推進
都市部の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市耐震改修促進計画」に基づく建築物等の耐震化や不燃化の推進 避難先となる公共施設の安全性確保及び延焼遮断や避難経路となる道路や橋りよりの維持補修・改善、ライフラインの長寿命化や耐震化の推進 都市防災上の空地確保や、グリーンインフラとしての雨水貯留機能の確保
防災・防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 地域における自主防災組織の設立・活動支援 「地区防災マップ」及び「災害時支え合いマップ」作成推進支援、出前講座等による情報提供、マイタイムラインの周知や作成支援等の推進 計画的な設備・備蓄等の整備による危機管理体制の確立

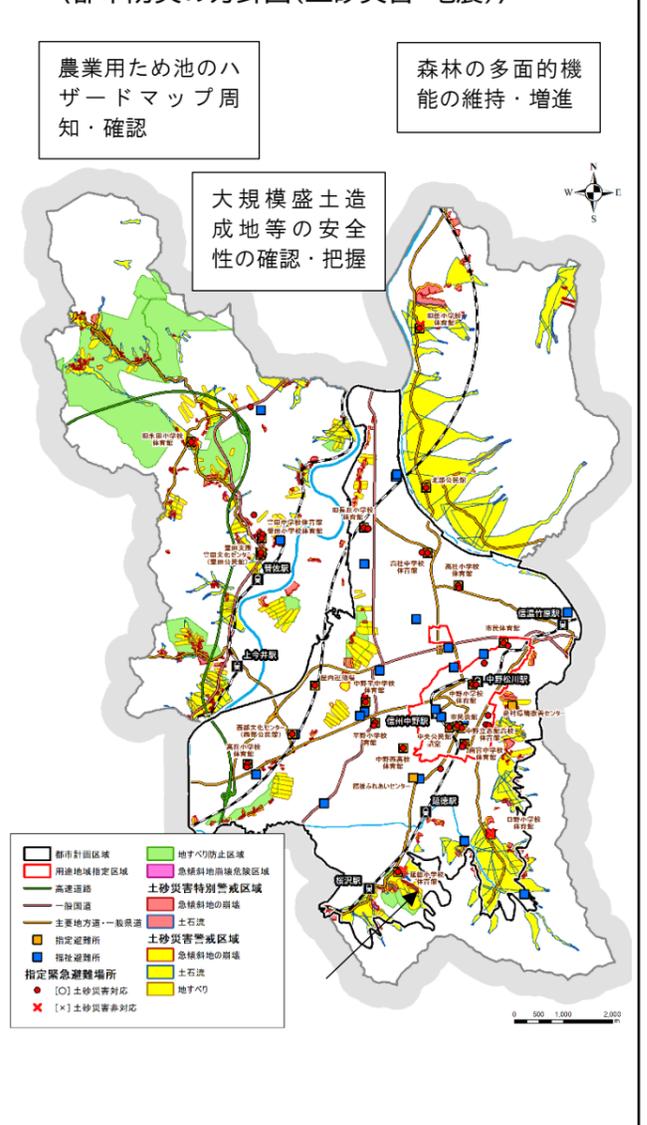
〈都市環境整備方針図〉



〈都市防災の方針図(風水害)〉



〈都市防災の方針図(土砂災害・地震)〉



2-4 地域別構想

(1) 市街地及びその周辺地域

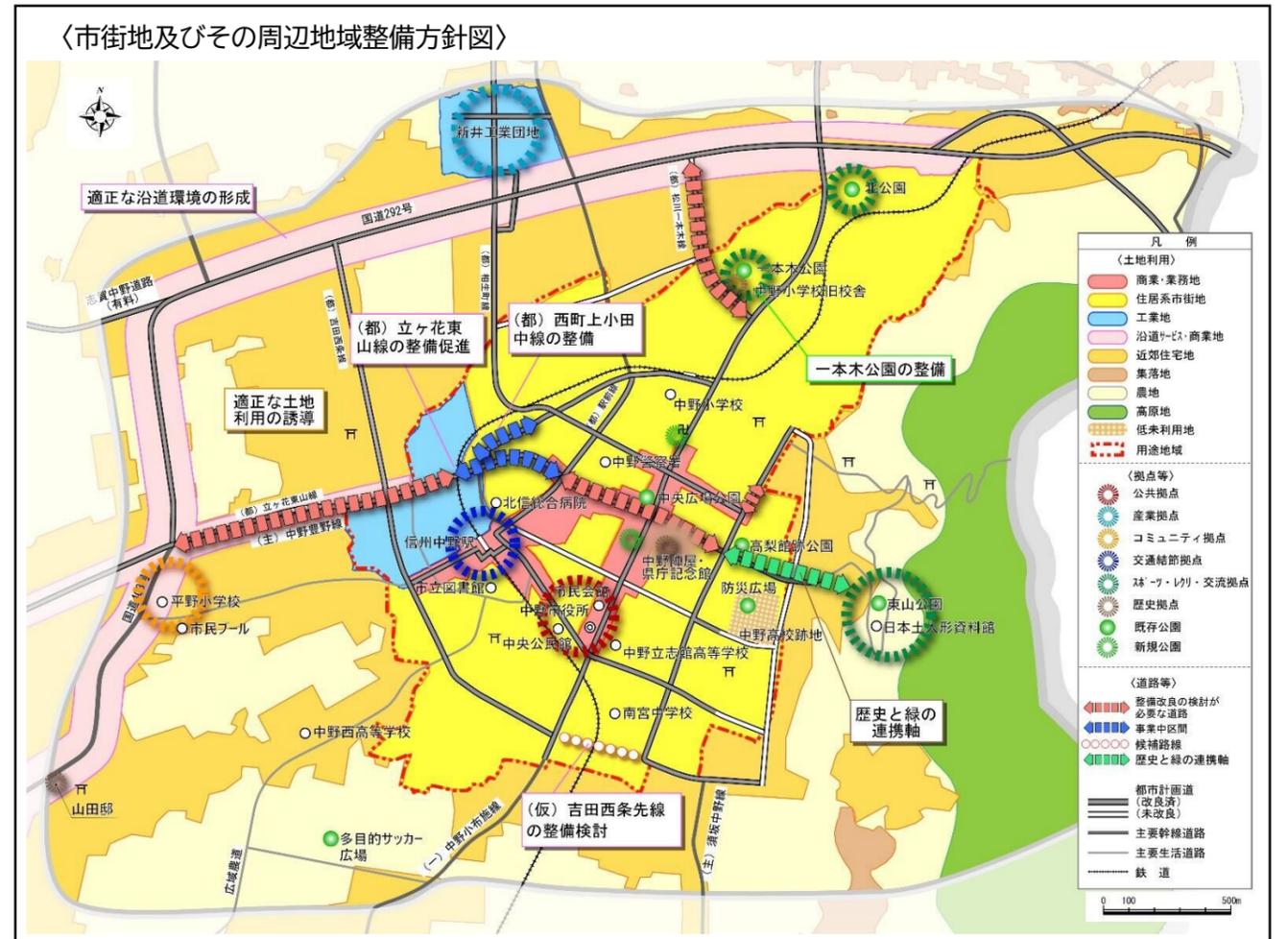
① 地域整備の方針

地域の目標	個性ある街なかと幹線道路沿道の都市機能が連携する魅力溢れるまちづくり
地域の基本方針	<p>信州中野駅周辺の市街地は、行政や福祉・医療等の都市機能の集積や、歴史・文化資源等の活用により、個性的なまちづくりが進められています。また、(国)292号及び(国)403号沿道は商業系施設や沿道サービス施設が集積し、北信地域の生活を支える役割を担っています。</p> <p>用途地域内では、既存ストックや低未利用地の効率的な活用により、暮らしやすい居住環境の整備に努めるとともに、効率的な道路網の構築や歩きやすい歩行者空間の形成により、更なる魅力づくりを推進します。また、幹線道路沿道では、利便性の高さを確保します。そして、それらが連携し、市の中心として魅力ある市街地の形成を目指します。</p>

分野	整備方針
土地利用	<p>○魅力ある街なか空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所周辺地域においては、社会経済状況の変化を踏まえながら、公共公益サービス機能の質的向上や拡充整備を推進します。 中心市街地一帯における居住機能の回復、福祉機能の充実、商業・サービス機能の集積により、人が集まりやすい街なか空間の形成を目指します。 信州中野駅北側において、「北信総合病院エリアまちづくり基本構想」が策定されており、まちの顔に相応しい魅力あるまちづくりに向けた取組みを推進します。 <p>○白地地域におけるメリハリのある土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (国)292号、(国)403号の沿道は、商業系・沿道サービス機能が集積しており、今後とも自動車交通に対応した沿道地域として機能の維持に努めます。 用途地域の外延部や幹線道路沿道の白地地域において、保全するエリア(優良農地)と宅地化の受け皿となるエリア(下水道計画区域)を明確化し、メリハリのある土地利用規制・誘導方策を検討します。
道路・交通	<p>○効率的な道路網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> (都)立ヶ花東山線、(都)西町上小田中線の整備を促進します。 (仮)吉田西条先線の整備を検討します。 (市)中野5号線の整備を推進します。 市街地内の未整備路線については、都市計画道路の見直しを行い、効率的な道路網の構築を目指します。 <p>○駐車場の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地にふさわしい機能を強化・育成するための駐車場や駐輪場の整備・設置を推進します。 <p>○歩きやすい歩行者空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩きやすい歩道整備等により、ウォークラブルなまちづくりを推進します。 <p>○利便性の高い公共交通の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画(R4策定)に基づいたバス路線等の維持及び利用増進を目指します。
環境保全・景観形成	<p>○街なかにおけるグリーンインフラの活用と整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共空間・居住環境において、緑や水辺のある“ゆとり”と“癒し”の都市空間形成を推進します。 一本木公園の駐車場の整備・拡充を推進します。 低未利用地を活用した公園・広場の整備等により、生活密着型のまちづくりを進めます。

環境保全・景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から地域東部にかけての歴史的・文化的施設を結ぶネットワーク(道路・散策路)を整備し、「緑」とふれあえる環境の創出を目指します。 東山公園周辺部は、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していくため、斜面緑地や尾根線等の保全を図り、緑のスカイラインの維持を図ります。 <p>○地域固有の景観の維持・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用により、中野市らしい景観の維持に努めます。 歴史的建造物や史跡の保全に努めるとともに、中野陣屋・県庁記念館界わいの街並み形成に努めます。
都市防災	<p>○砂防事業の実施(東山)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流危険渓流に指定された高梨沢及び上小田中沢に砂防堰堤等の整備を促進します。 <p>○避難路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害に備え、緊急輸送路や避難経路として活用できる道づくりに努めます。 <p>○避難所の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の適正配置や避難所の耐震化に努めます。 <p>○公共空地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等のセットバックを推進するとともに公共空地の確保に努めます。 <p>○建物の耐震化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。 <p>○下水道整備(雨水)の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地における下水道整備の必要性、対策規模、雨水排除方法等について調査・研究を行っていきます。

② 地域整備方針図



(2) 南部地域

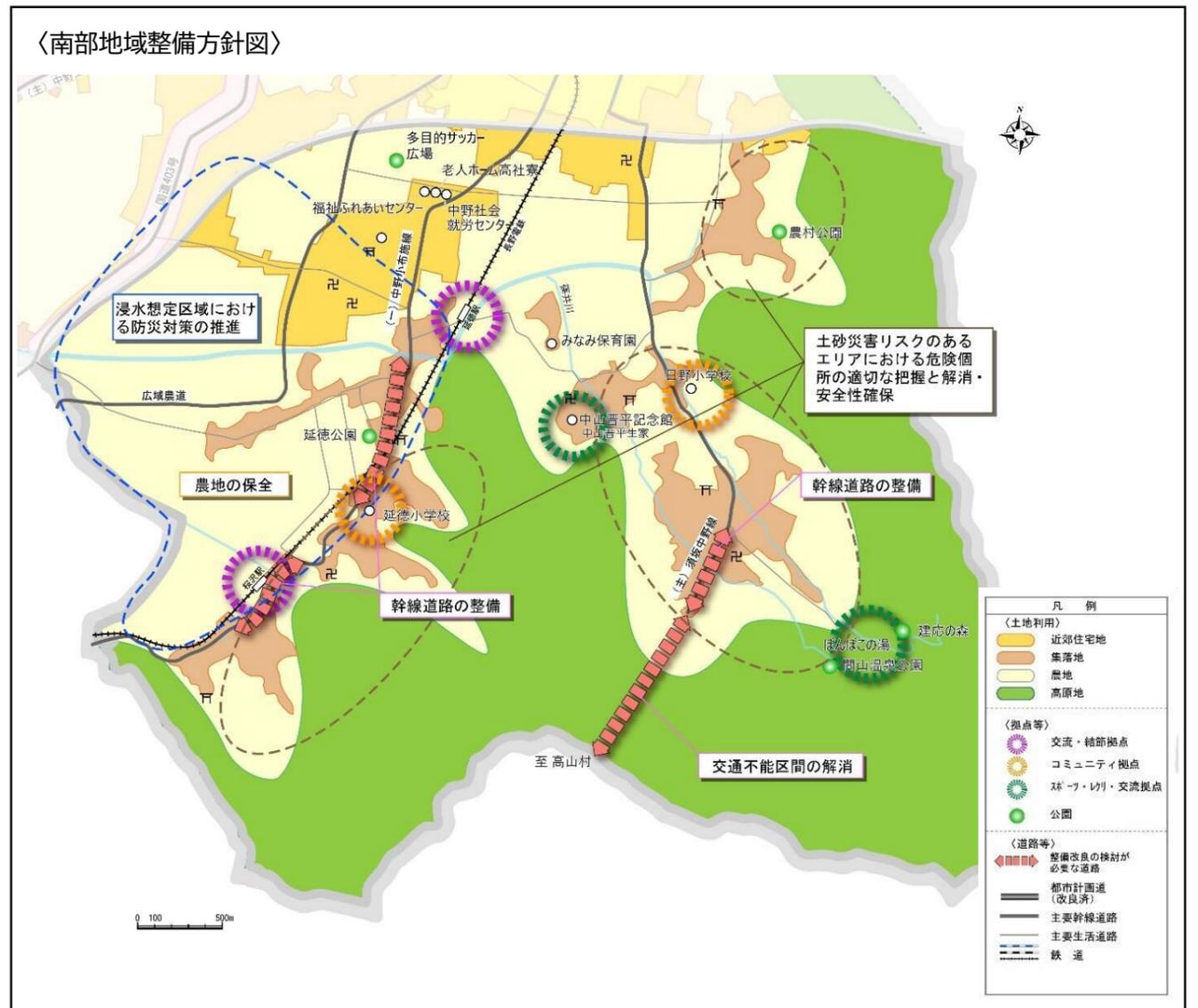
① 地域整備の方針

地域の目標	地域固有の景観や観光資源の魅力づくりと安全・安心なまちづくり
地域の基本方針	「延徳田んぼ」に代表される田畑地域は、本市の農業基盤であると同時に地域の特徴的な景観を形成しています。今後も農地の保全及び農政等の経営支援を組み合わせ、農業振興に努めます。 中山晋平記念館や間山温泉公園という2つの観光資源と市内の観光資源との連携の強化により、一体的な魅力の向上を図ります。 また、浸水や土砂災害等のリスクを踏まえた、災害に強いまちづくりを推進します。

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしやすい集落環境の維持・形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心となる延徳駅の周辺地区を生活拠点として位置づけ、生活支援機能の集積立地に努めます。 ・大規模開発や施設立地を制限しつつ、沿道の適正な土地利用を促進します。 ・地域に散在する集落地では、生活基盤施設を充実していくとともに、晋平の里としてふさわしい環境を整備します。 ○農地の適切な保全 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産の場として無秩序な開発を抑制し、農地の保全に努めます。 ・農業生産基盤の充実等により、施設利用型農業の振興を促進し、その営農環境・田園景観の保全に努めます。 ・遊休荒廃農地の解消と里山の保全に努めます。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑で安全な道路・交通ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・(一) 中野小布施線の道路拡幅、未改良部分の歩道設置等を促進します。 ・(一) 須坂中野線の歩道設置を促進します。 ・本市と須坂市及び高山村を結ぶ(一) 須坂中野線、本市と山ノ内町及び高山村を結ぶ(一) 宮村湯田中(停)線の交通不能区間の解消を、継続して県に要望していきます。 ○生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路については、コミュニティ拠点の施設や集落の連携を強化するため、計画的な整備を推進します。 ○冬期間における交通の安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画(R4策定)に基づいたバス路線等の維持及び利用増進を目指します。

環境保全・景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域固有の景観の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・延徳田んぼ及び周囲の眺望を保全し、大規模開発・建造物の抑制に努めます。 ・地域南部の低山地においては、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していくため、斜面緑地や尾根線等の保全を図り、緑のスカイラインを維持していきます。 ○水と緑のネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・河川の治水に取り組むとともに親しみやすい水辺空間の確保に努めます。 ・地域住民の日常的生活交流の場となる地域生活拠点の緑化を推進します。
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・低地の浸水対策、河川の氾濫など水害対策を促進します。 ・急傾斜地の崩落防止など治水対策を促進します。(篠井川、真引川の改修、流化断面の確保等) ・ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の醸成に努めます。 ○建物の耐震化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。

② 地域整備方針図



(3) 中野平地域

① 地域整備の方針

地域の目標	本市の玄関口としての特性を生かした活力とうるおいを創出するまちづくり
地域の基本方針	信州中野インター周辺の利便性を生かした工業・流通産業の推進と沿道サービス型の観光・商業機能に加え、北信濃ふるさとの森文化公園・浜津ヶ池公園を拠点とする本市の玄関口としての形成をめざします。

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○交通利便性を活かしたまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・信州中野インター周辺は、その利便性を生かし流通やサービス施設等の秩序ある立地を図り、高丘工業団地を中心とする産業振興を推進します。 ・高丘工業団地及び草間山周辺において、良好な操業環境の維持に向けた用途地域指定（特定用途制限地域等）を検討します。 ・大規模開発や施設立地を制限しつつ、沿道の適正な土地利用を促進します。 ○農地及び集落環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・中野市宅地開発等指導要綱等の法令遵守により不整形な街区の形成を抑制し、集落地の住環境の維持に努めます。 ・周辺農地については、農業生産の場として無秩序な開発を抑制しつつ、まとまりのある保全に努めます。 ○都市計画区域の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・大俣地籍周辺において、都市計画区域の指定拡大を検討します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・（都）立ヶ花東山線の整備を促進します。 ・江部交差点など渋滞発生区間における問題の解決に取り組みます。 ・志賀中野有料道路の無料化を促進します。 ・（一）三水中野線の整備及び防災機能向上を図ります。 ・遊水地整備による（市）大俣線の確実な付替えを推進します。 ○生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路については、コミュニティ拠点の施設や集落の連携を強化するため、計画的な整備を推進します。 ・補助幹線道路や主要な生活道路については、主要幹線道路や幹線道路のネットワークを基本としながら、地域内に散在する各拠点地区・施設や集落地間の連携を強化するため、計画的に配置し、その整備を推進します。 ○冬期間における交通の安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（R4 策定）に基づいたバス路線の維持及び利用増進を目指します。 ・JR 飯山線の維持及び利用増進を目指します。
環境保全・景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域固有の景観の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用により、地域を縦断する丘陵の緑等の保全に努めます。 ○歴史的価値のある建造物の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財である旧山田家の保存・活用を推進します。
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現在進行している「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」と連携し、浸水想定区域における防災対策を推進します。

- ・篠井川排水機場排水ポンプの早期増設を促進します。
- ・急傾斜地の崩落防止など治山を促進します。
- ・ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の醸成に努めます。
- 建物の耐震化推進
 - ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。

② 地域整備方針図



(4) 高社地域

① 地域整備の方針

地域の目標	高社山と千曲川・夜間瀬川下流域に広がるふるさとのまちづくり
地域の基本方針	高社山麓や夜間瀬川流域など自然・生態系の保全に努めます。 果樹園や施設園芸を中心とした農地の保全と農業振興の継続を目指します。

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○農地及び集落環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地化圧力が高まっている若宮地区周辺では、中野市宅地開発等指導要綱等の法令遵守により不整形な街区の形成を抑制し、集落地の住環境の維持に努めます。 ・周辺農地については、農業生産の場として無秩序な開発を抑制しつつ、まとまりのある保全に努めます。 ○都市計画区域の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全と無秩序な開発の抑制を図るため、夜間瀬川以北の地区への都市計画区域の拡大を検討します。 ○学校跡地の効率的な活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・旧長丘小における子育て支援拠点施設の整備を推進します。 ・旧倭小における障がい福祉・障がい児福祉サービスの拠点施設の整備を促進します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・中野地域と豊田地域をつなぐ(一)豊田中野線の整備を促進します。(架橋を含む道路建設) ・(一)中野飯山線の狭隘区間の解消等、整備を促進します。(柳沢～田上間のバイパス化) ・(一)夜間瀬赤岩線の整備を促進します。(未改良部分の拡幅改良) ・(国)292号古牧橋新橋架け替えを促進します。 ○通学路の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・(市)平岡10号線及び(市)若宮田麦線の歩道整備を推進します。 ○冬期間における交通の安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画(R4策定)に基づいたバス路線の維持及び利用増進を目指します。
環境保全・景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・高社山周辺は、長野県景観計画において景観育成重点地域に指定されていることから、自然環境の保全に努めます。 ○幹線道路沿道等における景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県景観育成重点地域に属するエリアにおいて、沿道の適正な土地利用を推進し景観の保全を図ります。 ・長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用を図ります。 ○柳沢遺跡の調査・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・柳沢遺跡など貴重な遺跡の調査・保全に努めるとともに、出土品の復元等を継続します。
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間瀬川の堤防整備を促進します。(平成橋～折橋間、堤防天端の舗装) ・急傾斜地の崩落防止など治山を促進します。 ○建物の耐震化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。

② 地域整備方針図



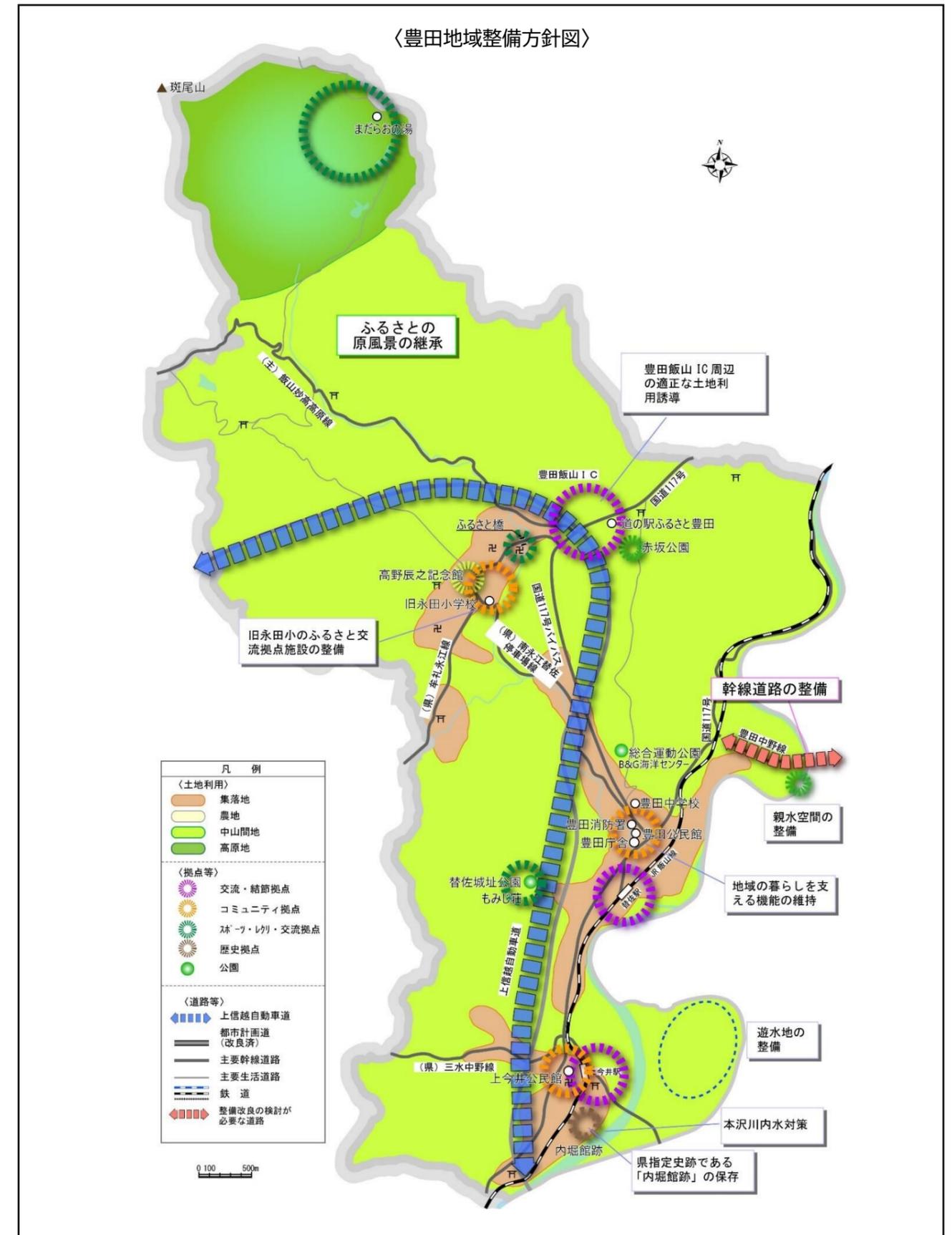
(5) 豊田地域

① 地域整備の方針

地域の目標	斑尾山の裾野に位置する“ふるさと”の原風景を継承するまちづくり
地域の基本方針	地域の暮らしを支える機能の集積を維持しながら、斑尾高原の豊かな自然の保全・活用に努めるとともに、唱歌“故郷”に歌われる里山集落の風情・景観を継承することを目指します。 小さな拠点事業などの展開により、地域の活性化に向けた取組を進めます。

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の暮らしを支える機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・豊田庁舎周辺における地域の暮らしを支える機能の維持に努めます。 ○学校跡地の効率的な活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・旧永田小におけるふるさと交流拠点施設の整備を推進します。 ○適正な土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 29 条、中野市宅地開発等指導要綱の運用により、農地の保全を図り、無秩序な開発を抑制します。 ・豊田飯山インター周辺については、北信州の玄関口として、適正な土地利用を推進します。 ○都市計画区域の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全と適正な土地利用の誘導による市域の一体化を図るため、都市計画区域の拡大を検討します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・中野地域と豊田地域をつなぐ（県）豊田中野線の整備を促進します。（架橋を含む道路建設） ・遊水地の整備に伴い（県）三水中野線の整備を促進します。 ・（県）飯山妙高高原線涌井道路の整備を促進します。 ○生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国道 117 号歩道未整備区間の整備を行い歩行者の安全確保に努めます。 ○冬期間における交通の安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（R4 策定）に基づいたバス路線の維持及び利用増進を目指します。 ・JR 飯山線の維持及び利用増進を目指します。
環境保全・景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさとの原風景の継承 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県景観育成重点地域に属するエリアにおいて、沿道の適正な土地利用を推進し景観の保全を図ります。 ・長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用を図ります。 ・優良農地の保全と有効利用を推進し、里山の景観の保全を図ります。
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現在進行している「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」と連携し、浸水想定区域における防災対策（上今井遊水地整備及び本沢川内水対策）を促進します。 ・斑川、斑尾川、美沢川の護岸整備等を促進します。 ・急傾斜地の崩落防止など治山を促進します。 ○建物の耐震化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。

② 地域整備方針図



2-5 実現化方策

(1) 都市計画制度の運用の考え方

① 都市計画区域の見直し

都市計画区域とは、自然的・社会的条件、人口・産業・土地利用・交通量等の現状とその将来的な推移を考慮し、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として指定します。

都市計画区域の指定は、必ずしも市町村単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がりや住民の生活圏なども考慮し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が、そのなかで充足できる範囲で設定することが求められています。

本市は市村合併を経ており、旧中野市の一部地域に都市計画区域が指定されています。

このため、「一体の都市の形成」および「保全すべき地域や都市的に開発を推進すべき地域」など土地利用の方向性を勘案しつつ都市計画区域の見直しを検討します。

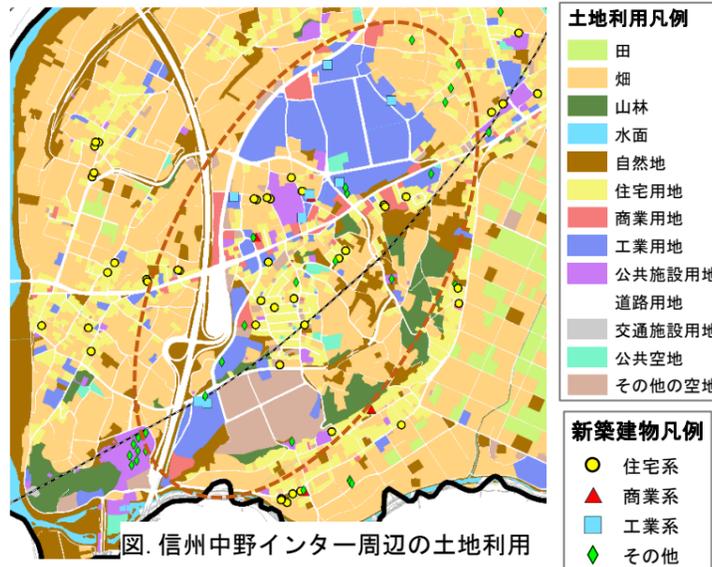
② 用途地域の見直し検討

現在の用途地域と土地利用の現状をもとに用途地域の方向性を検討します。

【信州中野インター周辺地域】

信州中野インター周辺は、高丘工業団地に工業施設が集積しています。草間山周辺では、信州中野インターに近いという立地特性から、工業や物流系の事業所が、進行しています。

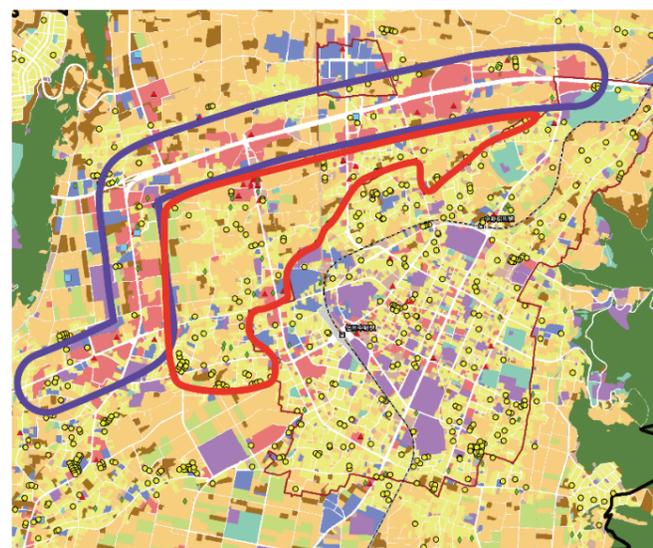
現在工業や物流などの事業所が集積しているエリアを中心に、操業環境の維持を目的とした規制・誘導が想定されます。



【吉田～一本木地域等の用途地域外延部】

国道 292 号及び国道 403 号沿線には商業系施設の集積が見られます。また、これら幹線道路沿道と用途地域との未指定地域は、白地の農地と宅地が混在している状況となっており、用途地域に近接するエリアでは DID に含まれている箇所も見られます。

用途地域の外延部で一定の人口集積があり宅地化が進行しているエリアでは、良好な市街地環境の形成を目的として用途地域の指定も視野に入れながら適正な土地利用規制・誘導方策を検討していきます。



③ 白地地域における規制誘導方策

用途地域外において、特定の用途が混在することによって、生活環境や営農環境の悪化が懸念される地域や、インターチェンジの周辺など、周辺土地利用を誘発する恐れのある地域では、「特定用途制限地域」の活用により環境保全を図ることが考えられます。

本市の都市計画区域の中で、用途地域の指定が無い、いわゆる白地地域の割合が約 9 割を占めており、これらの区域においては、農政側の規制である「農業振興地域」の運用が行われているのみとなっています。そこで、本市の白地地域のうち、一定程度の都市基盤が整備されていると判断できる「近郊住宅地」(＝下水道処理区域)において、用途の混在を防止することを目的として、工場や大型商業施設、風俗営業等の用途の規制を行うことが想定されます。

④ 都市計画道路の見直し

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められ、都市の骨格となり、まちづくりに大きくかかわる道路のことで、将来の都市像を踏まえて計画されます。

しかし、計画決定から概ね 20 年以上経過した道路では、当時に求めた道路機能や設計思想が変わってきているもの(場合によっては、機能不足や必要性が薄れたもの)など住民や行政双方に課題を抱えたものがあります。このため現在および今後の都市政策をもとに、長期間未整備である都市計画道路について、その機能や必要性を改めて検証し、地域住民や関係機関と協議を重ねながら見直しを検討します。

〈都市計画道路見直しの経過〉

見直しの検証は、平成 20 年から作業に着手し、外部有識者で構成する「都市計画道路見直し検討部会」、庁内職員で構成する「専門部会」、「検討委員会」、「都市計画審議会」にて検討を進め、平成 24 年 3 月に見直し案を策定しました。

この中で、現状の把握、見直し候補路線の抽出、必要性、実現性、妥当性の検討、見直し案の検証などを経て、路線を次の 3 つに分類しました。

(2) 計画の実現に向けて

① 基本的な考え方

本計画における施策・事業等については、社会経済情勢や市民ニーズなどを考慮しつつ、重要度や優先度、事業効果、財政負担、SDGs の視点など、様々な観点から検討を行い、適切な時期に総合計画の基本計画や実施計画などに位置付け、市民・事業者・行政等の協働のもと、計画的・効果的・横断的に展開し、推進するものとします。

② 施策・事業等の進行管理

施策・事業等の進行管理は、「PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Action)」に基づいて、本市の将来都市像「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」に向けた施策・事業等の進捗状況を、総合計画における指標の達成状況など、様々な指標などを活用しながら、評価・管理を行います。

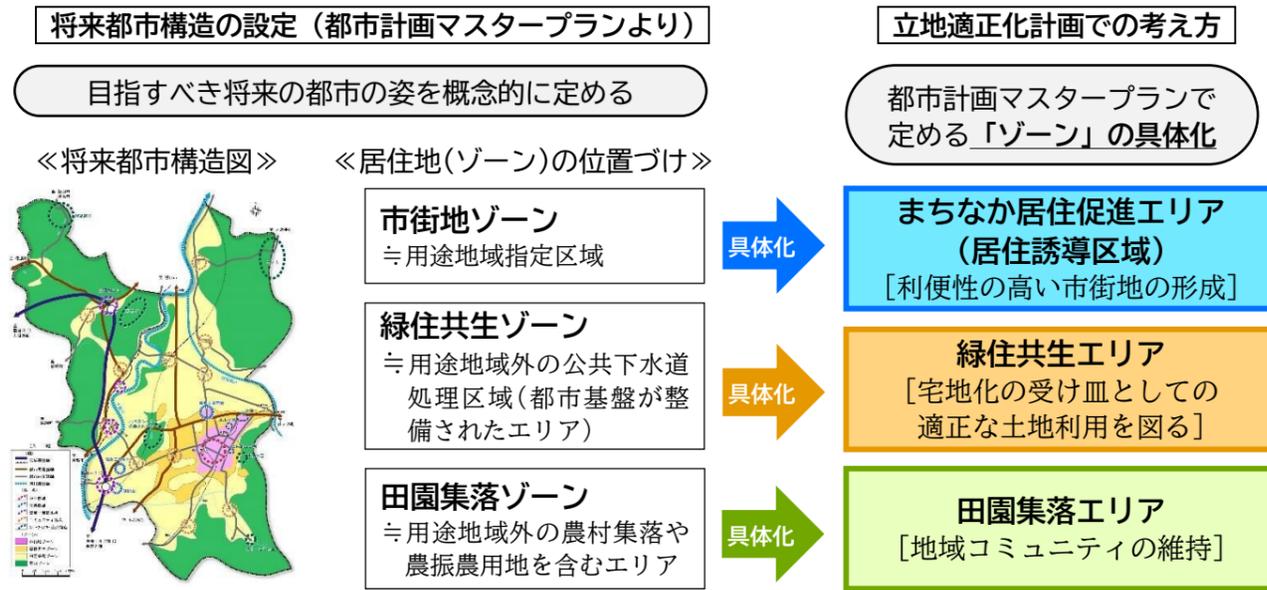
また、本計画は概ね 20 年間という長期的な視点に立った計画であり、その見直しについては、計画期間内であっても上位計画との整合性の確保や社会経済情勢の変化などを踏まえて柔軟に改定を行うものとします。

3 立地適正化計画編（案）

- 立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市計画マスタープランの一部に位置づけられる計画です。
- 都市計画マスタープランで定める将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、居住や都市機能の誘導、防災・減災等に関する取組を定めます。

3-1 居住の誘導・維持に関する方針

(1) まちづくりの方針

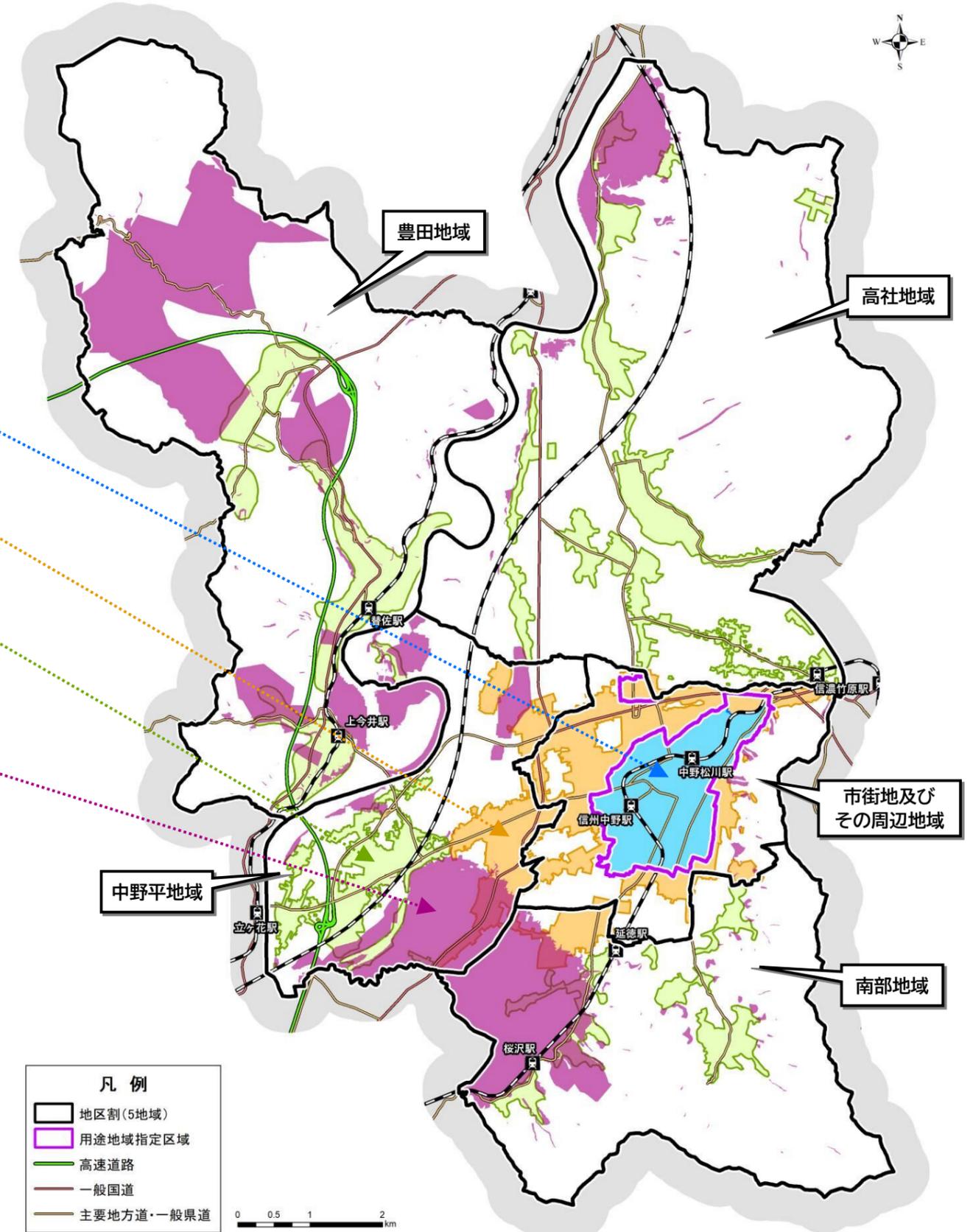


(2) 居住の誘導・維持を図る区域の設定条件

	設定条件	除外する区域の条件
居住の誘導	まちなか居住促進エリア (居住誘導区域) ※法定 ① 用途地域が指定されるエリア ② 公共交通の利便性が高いエリア ・鉄道駅徒歩圏(半径 800m)又はバス停徒歩圏(半径 300m)の範囲を基本とする ③ 生活サービス機能の持続的な維持・確保に必要な人口密度水準を有するエリア ・人口集中地区(DID 地区)又は人口密度 40 人/ha 以上を有する範囲を基本とする	① 災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深 3.0m 以上のエリア ② 居住誘導に適さない工業地域(新井工業団地)
	緑住共生エリア ※法定外 ① 用途地域外縁部の都市基盤が整備されたエリア ・下水道処理区域(公共下水道)	① 災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深 3.0m 以上のエリア
田園集落エリア ※法定外 ① 白地地域又は都市計画区域外において都市基盤が整備されたエリア ・下水道処理区域(特環・農集排)		

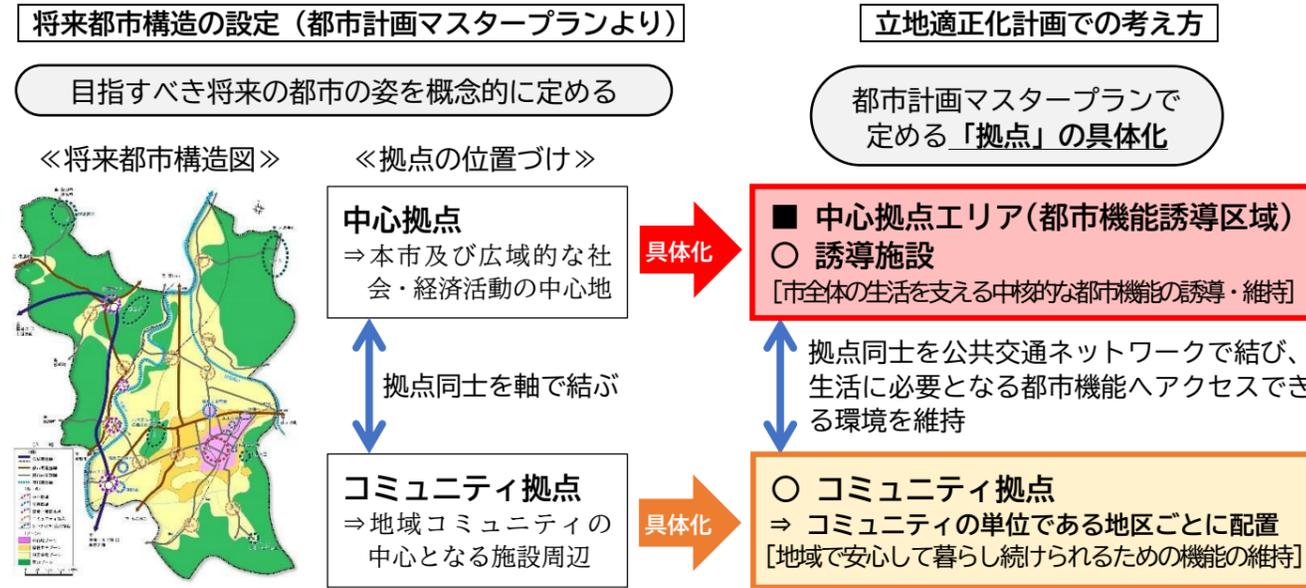
※「法定」は都市再生特別措置法に基づく区域。「法定外」は市独自で設定した区域。

(3) 居住の誘導・維持を図る区域の設定



3-2 都市機能の誘導・維持に関する方針

(1) まちづくりの方針



(2) 都市機能の誘導・維持を図る区域の設定条件

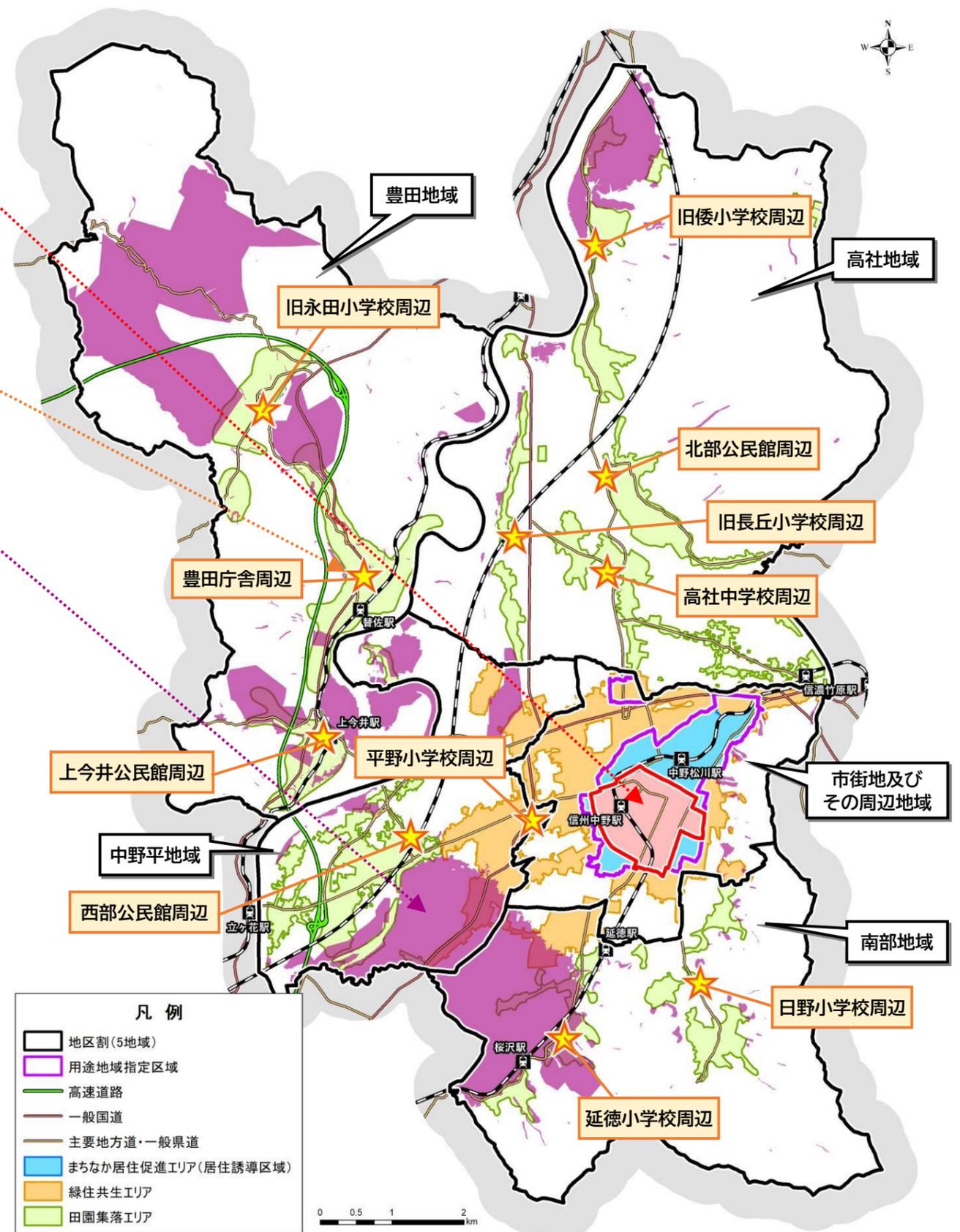
	設定条件	除外する区域の条件
都市機能の誘導 中心拠点エリア (都市機能誘導区域) ※法定	① 「まちなか居住促進エリア(居住誘導区域)」に該当する範囲 ② 拠点の中心となる鉄道駅等から徒歩などで容易に回遊することが可能な範囲 ・交通結節点となる信州中野駅徒歩圏(半径800m)の範囲を基本とする	① 災害リスクの高い区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・浸水想定区域(計画規模降雨)のうち、浸水深3.0m以上のエリア
都市機能の維持 コミュニティ拠点 ※法定外	① 地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの施設周辺 ・中野市のコミュニティの単位である地区ごとに配置(中心拠点エリアに該当する中野地区を除く、11地区単位)	

※「法定」は都市再生特別措置法に基づく区域。「法定外」は市独自で設定した区域。

(3) 都市機能の配置方針

	都市機能の配置方針
中心拠点エリア (都市機能誘導区域)	市全域からの利用が想定される「中核的な都市機能(誘導施設)」の誘導・維持を図る。 誘導施設の設定 【行政機能】市役所 【医療機能】病院 【金融機能】銀行、農業協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫 【教育・文化機能】高等学校、図書館(本館)、市民会館
コミュニティ拠点	地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの施設周辺において現在立地している「日常生活を支える都市機能」の維持を図るとともに、生活に必要な都市機能にアクセスするための公共交通の維持を図る。

(4) 都市機能の誘導・維持を図る区域の設定



3-3 誘導施策

- 上位関連計画で位置づけられた既存の施策等を積極的に活用していきます。
- 新たな施策については、本計画策定後、具体的な支援内容等に関する検討・調整を継続的に実施し、事業化に向けた取組を重点的に進めます。
- 既存の施策についても、居住促進エリア内における重点実施や重点配分が行われるよう協議・調整を行っていきます。

(1) まちなか居住促進エリア(居住誘導区域)における居住の誘導を図るための施策

既存施策の活用	① 中野市空き家バンク事業による空き家の活用 ② 移住支援トータルサービス窓口の充実による移住・定住支援 ③ 居住の受け皿となる市営住宅の維持管理及び整備 ④ 暮らしを支える幹線街路の整備促進(都市計画道路の見直し) ⑤ 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備
新規施策の検討	① 住宅の新築・リフォーム等に対する補助制度の検討 ② 空き地や空き家等の低未利用土地の有効活用に向けた都市再生特別措置法に基づく各種制度の活用検討 ③ 歩道整備等による歩きやすい歩行者空間の形成(ウォークラブルなまちづくりの推進) ④ まちなかにおけるグリーンインフラの活用と整備促進

(2) 緑住共生エリア、田園集落エリアにおける居住の維持を図るための施策

既存施策の活用	① 中野市空き家バンク事業による空き家の活用 ② 移住支援トータルサービス窓口の充実による移住・定住支援 ③ 農業後継者や新規参入者に対する営農活動及び研修費用や住宅等に必要な費用の助成 ④ 居住の受け皿となる市営住宅及び若者住宅の維持管理及び整備 ⑤ 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備
新規施策の検討	① 白地地域におけるメリハリのある土地利用規制・誘導方策の検討

(3) 中心拠点エリア(都市機能誘導区域)における都市機能の誘導を図るための施策

既存施策の活用	① 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づく公共施設の適正管理 ② 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備
新規施策の検討	① 空き地や空き家等の低未利用土地の有効活用に向けた都市再生特別措置法に基づく各種制度の活用検討 ② 駐車場の適正配置

(4) コミュニティ拠点における都市機能の維持を図るための施策

既存施策の活用	① 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づく公共施設の適正管理 ② 地域公共交通計画に基づく利便性の高い公共交通の整備
---------	--

(5) 都市再生特別措置法に基づく届出制度

立地適正化計画の公表日より、都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用が開始されます。

届出制度は、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の区域外における一定規模以上の宅地開発や誘導施設整備の動向把握等を目的とするものです。個人の住宅の建築や建替えなどを規制するものではありません。

届出が必要となる行為		都市計画区域内			都市計画区域外	
		居住誘導区域		居住誘導区域の区域外		
		都市機能誘導区域の区域内	都市機能誘導区域の区域外			
住宅※関係	開発行為	3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	届出不要	届出不要	届出必要	届出不要
	建築等行為	1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	届出不要	届出不要	届出必要	届出不要
誘導施設関係		3戸以上の住宅を新築しようとする場合	届出不要	届出不要	届出必要	届出不要
	建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	届出不要	届出不要	届出必要	届出不要	
	誘導施設を有する建築物の開発、建築行為	届出不要	届出必要	届出必要	届出不要	
		誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	届出必要	届出不要	届出不要	届出不要

※「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舎や老人ホームは含まない。

3-4 防災指針

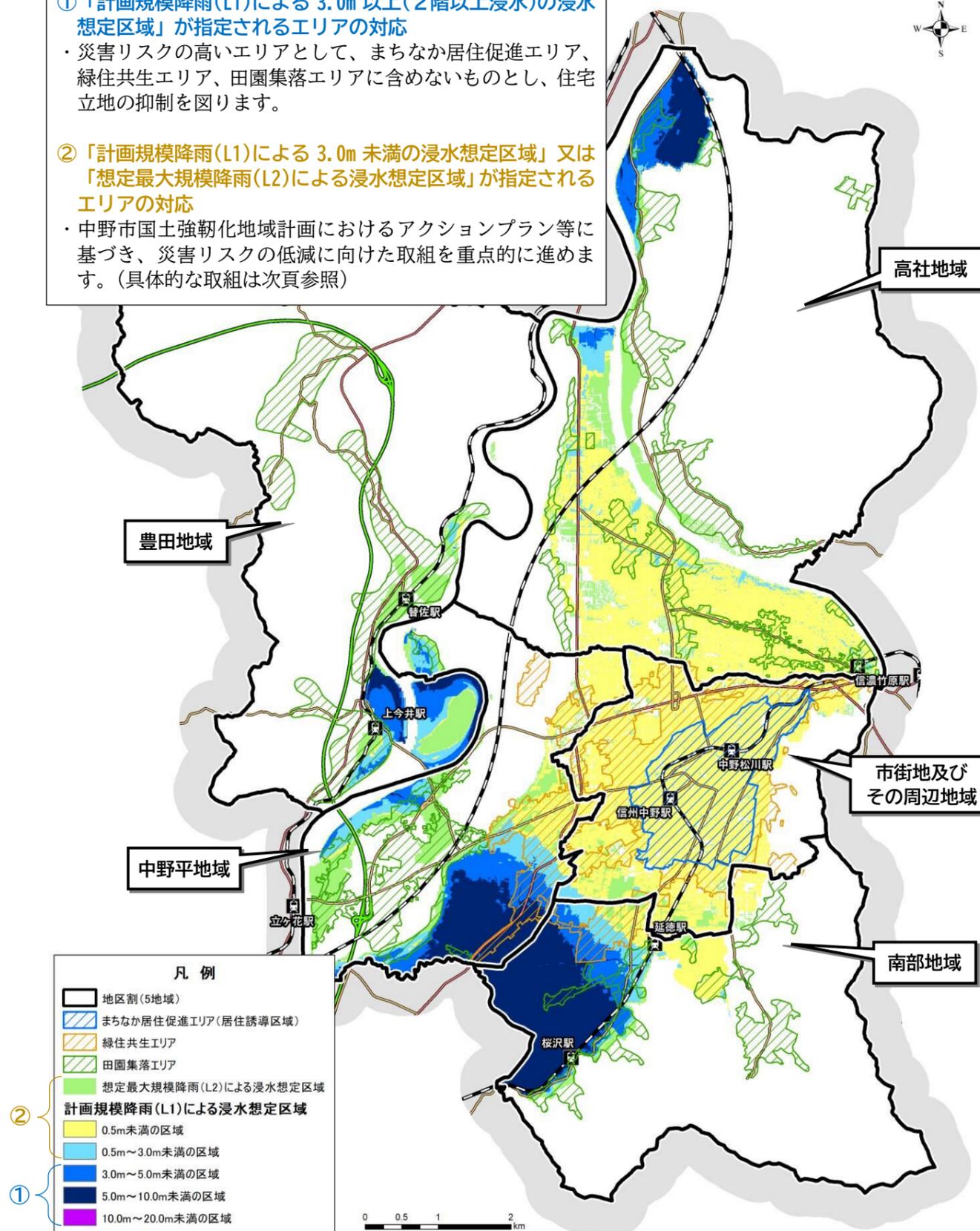
(1) 防災上の課題及び対応方針【浸水リスク】

① 「計画規模降雨(L1)による 3.0m 以上(2階以上浸水)の浸水想定区域」が指定されるエリアの対応

- ・災害リスクの高いエリアとして、まちなか居住促進エリア、緑住共生エリア、田園集落エリアに含めないものとし、住宅立地の抑制を図ります。

② 「計画規模降雨(L1)による 3.0m 未満の浸水想定区域」又は「想定最大規模降雨(L2)による浸水想定区域」が指定されるエリアの対応

- ・中野市国土強靱化地域計画におけるアクションプラン等に基づき、災害リスクの低減に向けた取組を重点的に進めます。(具体的な取組は次頁参照)



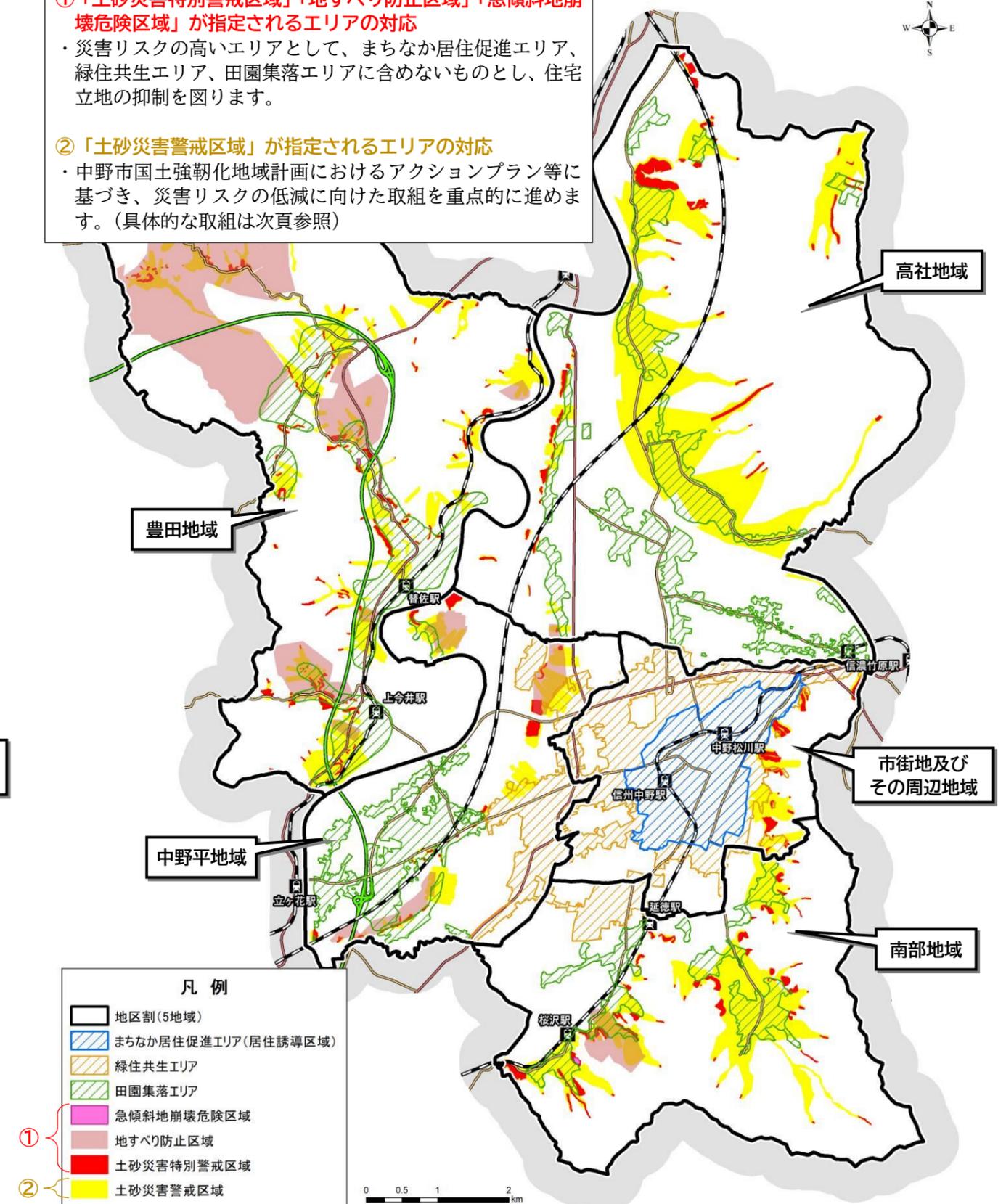
(2) 防災上の課題及び対応方針【土砂災害リスク】

① 「土砂災害特別警戒区域」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」が指定されるエリアの対応

- ・災害リスクの高いエリアとして、まちなか居住促進エリア、緑住共生エリア、田園集落エリアに含めないものとし、住宅立地の抑制を図ります。

② 「土砂災害警戒区域」が指定されるエリアの対応

- ・中野市国土強靱化地域計画におけるアクションプラン等に基づき、災害リスクの低減に向けた取組を重点的に進めます。(具体的な取組は次頁参照)



(3) 防災・減災に関する施策

- 上位計画である「中野市国土強靱化地域計画」における「事前に備えるべき目標」や「リスク想定」、「取り組むべき事項」と整合を図り、防災・減災に係る具体的な施策を定めます。
- また、災害が発生した場合や上位計画の見直しが行われた場合は、必要に応じて、施策の追加や変更等を適時適切に行うなど、柔軟に見直しを行うものとします。

■ 事前に備えるべき目標 1 「いのちを守る」

- 災害等の危機に対しては、何よりもまず、人命を保護することが大切です。
- 建築物の耐震化や治水対策、土砂災害対策など、本市の実情を踏まえた日常からの災害に強い地域環境づくり、また、市民一人ひとりの防災意識や自助・共助といった行動が、いのちを守るための基本的な方向性となります。

No.	リスク想定(起きてはならない最悪の事態)	取り組むべき事項
1-1	公共施設の損壊・機能停止	① 市有施設の耐震化等
1-2	道路の損壊・交通ネットワークの寸断	② 道路等交通ネットワーク環境の整備
1-3	市街地の損壊・機能停止	③ 市街地環境の充実
1-4	住宅等の損壊	④ 住宅や民間建築物の耐震化等
		⑤ 公営住宅の長寿命化等
1-5	河川の増水・堤防決壊、浸水	⑥ 治水対策の推進
1-6	土砂崩れ・交通網寸断	⑦ 土砂災害対策の推進
1-7	避難遅延や社会的混乱	⑧ 防災意識の高揚
		⑨ 市民やコミュニティにおける防災力の強化
1-8	防災への無関心・災害時の混乱	⑩ 防災学習の推進
1-9	状況確認や避難行動等の遅れ	⑪ 情報通信機能の安定確保
1-10	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れ	⑫ 避難行動等に関する意識啓発
		⑬ 情報の共有・連携・活用
		⑭ 各種計画の策定・活用
		⑮ 要配慮者等へのきめ細かな対応

■ 事前に備えるべき目標 2 「円滑・迅速な支援」

- 被災時には、さまざまな混乱状態に陥ることも予想されます。そうならないための準備をしておきながらも、まず、負傷者等を迅速かつスムーズに救助するなど、安全確保の取組が優先されることとなります。
- 河川や山間部など、豊かな環境を抱える本市においては、人やモノ、情報などが緊急時であっても円滑に行き交い、活動できるような環境・条件づくりが求められます。

No.	リスク想定(起きてはならない最悪の事態)	取り組むべき事項
2-1	被災箇所へのアクセス不能	① 危険箇所等の点検・対応
2-2	行動・活動の遅れ	② 避難・救助・救援等の対策
2-3	行動の遅れ・孤立	③ 地域に根ざした防災体制づくり
2-4	状況把握の遅れ	④ 市民との円滑な情報伝達
2-5	医療継続困難	⑤ 医療救護に関する支援体制づくり
2-6	衛生環境の悪化	⑥ 保健・衛生、予防活動の実施
2-7	救助・救急活動等の不足	⑦ 消防団等による救助・救急活動等の不足

■ 事前に備えるべき目標 3 「指令・情報システムの確保」

- 被災時の円滑な行動、混乱なく落ち着いて安全に行動するためには、適切な情報管理や発信が求められます。交通・通信網の確保をはじめ、信頼性の高い情報を発信するための拠点確保、市民が必要とする情報の適時提供といった配慮、準備が必要となります。

	リスク想定(起きてはならない最悪の事態)	取り組むべき事項
3-1	支援活動の遅れ	① 交通ネットワークの安全確保
3-2	業務継続困難・復旧の遅れ	② 行政機能、災害対策本部機能の確保
3-3	災害対策全般の遅れ	③ 防災拠点施設の耐震化等
3-4	即時一斉広報の滞り	④ 防災行政無線の適切な維持管理
3-5	多様かつ双方向の情報提供量低下	⑤ 通信ネットワークの安全確保
3-6	廃棄物増大・衛生環境悪化	⑥ 廃棄物処理の円滑な対応

■ 事前に備えるべき目標 4 「動線・流れの確保」

- いわゆるライフラインの確保は、耐震化や更新などを行うなかでも、被災時にはいつどこでトラブルが起きるかによって、被害やその後の混乱の拡大につながりかねない懸念をはらんでいます。
- 水、エネルギー、交通、通信など、それぞれの特性に応じた安定確保策及び復旧対応策などを確保しつつ、地域の動脈であるライフラインの安定維持につなげていく必要があります。

	リスク想定(起きてはならない最悪の事態)	取り組むべき事項
4-1	上水道供給や下水道処理の停止・停電	① 水やエネルギーの安定供給
4-2	避難生活等の不安定化	② 備蓄物資等の確保・災害時の円滑な供給
4-3	コミュニティの孤立・移動困難	③ 公共交通網の災害耐性向上
		④ 道路ネットワークの安定確保
4-4	エネルギー関連施設の機能停止	⑤ バイオマスエネルギーの推進

■ 事前に備えるべき目標 5 「復旧・継続の支援」

- 被災後の対応手法や内容は、その後の復旧・復興に大きな影響を与えるものであり、日常の生活を取り戻すためには、さまざまな視点に基づく復旧や生活・事業等の継続に向けた準備が求められます。
- 安全・衛生面の確保、二次被害の防止、まちづくりの意志決定など、段階を追った取組が必要です。

	リスク想定(起きてはならない最悪の事態)	取り組むべき事項
5-1	危険箇所の発生・情報提供の遅れ	① 土砂災害等の防止
5-2	農地森林等の崩壊	② 農地・森林等の安全性確保
5-3	危険物の流出・火災等	③ 危険物取扱の安全確保
5-4	デマや風評被害の発生	④ 観光や地域農産物に対する風評被害の抑制
5-5	避難生活環境の悪化	⑤ 避難所等における環境の向上
5-6	要配慮者の避難所等における生活環境の悪化	⑥ 要配慮者への対応
5-7	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	⑦ ため池の損壊等によるリスクの軽減
5-8	農地・森林等の荒廃	⑧ 農地の荒廃の抑制
		⑨ 森林等の荒廃の抑制
5-9	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	⑩ 地籍調査の推進
5-10	投票所等・避難所双方の運営の混乱	⑫ 災害時の選挙執行
5-11	その他	⑬ 多様な強靱化